

ジョブスポットあやせ

○平成24年10月1日から
職業相談・紹介業務を開始します。

業務日時

就職に関するお手伝いをします

- ・月曜日～金曜日(祝祭日除く)
- ・8時30分～17時00分

(12時00分～13時00分を除く)

場 所

- ・綾瀬市早川550
綾瀬市役所庁舎1階



- ・平成24年内の求人検索情報の検索は、簡易検索機(神奈川県内及び町田市地域限定)の使用となります。
- ・雇用保険、職業訓練、求人受理、各種助成金の業務は取り扱っておりません。
- ・外国人の方、障害をお持ちの方、在学の方の相談・紹介は、各ハローワークに専門のコーナーがありますのでご利用ください。
- ・綾瀬市とハローワークが連携して、一体的に就業支援サービスを行います。

※問い合わせ

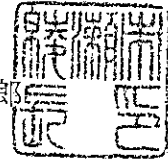
ジョブスポットあやせ 0467-76-0986

ハローワーク大和 046-260-8609

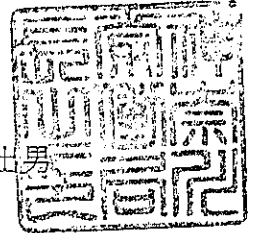
平成22年12月28日付けアクションプランに基づき綾瀬市と神奈川労働局が雇用、福祉、産業施策等を一体的に実施するための協定

平成24年9月25日

(甲) 綾瀬市早川550
綾瀬市
綾瀬市長 笠間 城治郎



(乙) 横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎8階
厚生労働省神奈川労働局
神奈川労働局長 久保村 日出男



神奈川県綾瀬市（以下「甲」という。）と厚生労働省神奈川労働局（以下「乙」という。）は、平成22年12月28日付け閣議決定「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」記の2（3）に基づき、必要な雇用、福祉、産業等の施策を一体的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（基本理念）

第1条 甲及び乙は、「国と市による一体型施設」を設置し、市の生活保護受給者などへの生活・就労相談等と国の職業相談・職業紹介を一体的に実施し、「ワンストップ」にて複合的に生活支援サービスを提供することにより、就職を希望する生活保護受給者等のさらなる就労支援の充実を図るとともに、就職困難者を始めとする一般求職者への国の職業相談・職業紹介を実施し、市の求職者への就労相談・情報提供と合わせ、住民の利便性の向上を図る。

（一体的実施を行う事業及び施策等）

第2条 甲及び乙は次に掲げる事業を連携して一体的に実施する。

- (1) 生活保護受給申請者、生活保護受給者、住宅手当受給者、母子家庭の母等であって、生活が困窮している者（以下「生活困窮者」という。）に対する福祉・就労支援事業
- (2) 職業紹介、就労支援事業

2 甲と乙は、この協定の実施及び改廃に関して、互いに要望することができ、当該出された要望については、互いに誠実に対応するものとする。

（一体的事業実施を行う施設）

第3条 前条の事業実施を行う施設は以下のとおりとする。

- (1) 施設の名称は「ジョブスポットあやせ」とする。
- (2) 甲は前号で定める施設において、前条第1項各号の事業を円滑に実施するため、担当

部署を決定のうえ管理を行う。

(3) 甲及び乙は、第1号の施設の運営上必要な工事については、甲及び乙が協議して負担を決定する。

(生活困窮者・就労支援事業)

第4条 甲及び乙は、前条第1号に規定する施設において、生活困窮者の就労による自立が促進されるよう、連携した就労支援事業を実施する。

(職業紹介、就労支援事業)

第5条 甲及び乙は、第3条第1号に規定する施設において、就労支援サービスを提供できるよう体制を整備することとし、求職受理、職業相談、ハローワーク求人に係る職業紹介、職業訓練に関する情報提供等を実施する。

(運営協議会)

第6条 甲及び乙は、連携体制の強化及び雇用施策の一体的な展開に資するため、「綾瀬市と神奈川労働局による一体的実施にかかる運営協議会」(以下「協議会」という。)を設置して、運営上の諸課題解決に向けた協議を行う。

2 協議会は、綾瀬市長が指名する綾瀬市職員及び神奈川労働局長が指名する神奈川労働局職員(大和公共職業安定所の職員を含む。)をもって構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができることとする。

(協議会の開催等)

第7条 協議会は、年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ)ごとに1回は開催し、事業計画及び一体的実施事業の事業実績の評価について審議する。

(目標決定)

第8条 甲及び乙は、一体的実施事業に係る以下の項目に関して、年度目標を設定して取り組むこととする。

- (1) 利用者数
- (2) 生活困窮者に対する就労支援 支援対象者の就職率
- (3) その他利用者の就労支援 支援対象者の就職率

(広報)

第9条 甲及び乙は、一体的実施事業に係る広報を恒常的かつ積極的に実施する。

(費用の分担)

第10条 第3条第1号に規定する施設における事業の実施に要する費用負担等は以下のとおりとする。

- (1) 国の職業相談員に係る経費【国負担】
- (2) 国の管理する職業紹介関連システム【国負担】
- (3) 一体的事業のうち国の事業に係る通信費等【国負担】
- (4) 国の職業相談員等が使用する備品等【国負担】
- (5) 上記以外の経費については原則甲の負担とするが、費用の内容によりその都度、甲、乙で協議するものとする。

(原状回復)

第11条 事業の全部又は一部が終了した場合、甲又は乙は、速やかに当該終了した事業に係る機器（自らの管理権限を有するものに限る。）の撤収に係る原状回復を行う。

(その他)

第12条 この協定に定めるもののほか、管理運営等に関する必要な事項は、その都度、甲、乙協議の上、決定する。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 この協定は2通作成し、甲、乙それぞれ各1通を保管するものとする。

